

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分
高輝度光科学研究センター	施設利用料	123,600		5/9 他2件		公財	国所管
応用物理学会	学会等参加費	137,000		4/4 他10件		公社	国所管
科学技術国際交流センター	施設使用料	269,400		4/18 他3件		公社	国所管
高分子学会	学会等参加費	328,800		4/25 他24件		公社	国所管
低温工学・超電導学会	学会等参加費	770,000		4/25 他11件		公社	国所管
日本セラミックス協会	学会年会費等	137,500	11,000	5/2 他10件	支出先法人が主催する 会議に参加又は同会議 において研究発表等を行 う予定があるため。また、 会員にならなければ得ら れない情報収集等ができ	公社	国所管
日本化学会	学会等参加費	1,023,080		4/4 他23件		公社	国所管
日本顕微鏡学会	学会等参加費	329,500		4/11 他29件		公社	国所管
発明協会	特許印紙代	7,000,000		4/18		公社	国所管
日本ネットワークインフォメーションセンター	ドメイン維持費	214,129		4/18		特財	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。